

各位

2019年12月25日

maneo マーケット株式会社

代表取締役 佐藤 友彦

延滞案件の解消方針についてのお知らせ

1. 延滞案件に対する当社の方針について

2019年10月15日付「maneo マーケット株式会社における基本方針についてのお知らせ」（以下、「当社基本方針」といいます。）における延滞債権の回収方針について、当社は延滞案件の早期解消を喫緊の課題に据え、回収対応に注力しているところ、同年12月6日付「maneo マーケット株式会社における回収方針について（続報）」において、当社グループ会社である maneo 株式会社（以下、「maneo」といいます。）を営業者とする債権に関し、パルティール債権回収株式会社（以下、「パルティール」といいます。）に回収業務（以下、「maneo 回収委託」といいます。）を委託することをお知らせいたしました。

当社は maneo を除く他の営業者に対しても、正常に運営されている営業者（以下、「正常営業者」といいます。）には、引き続き情報開示を含め適正な運営を依頼すること、延滞が発生している営業者（以下、「延滞営業者」といいます。）には、上記同様にパルティールへの回収業務の委託、または弁護士へ回収業務の委託をすることを提案してまいりました。そうした中、一部の延滞営業者からは回収業務の委託を前向きに検討する旨の意思表示を受けております。

当社としましては、パルティールや弁護士への回収業務の委託により、債権の状況を正確に把握したうえで、投資家の皆様へ情報を開示すること、および、債権回収の専門家が回収業務に対応することが重要だと考えております。しかしながら、未だに面談要請にすら応じない、若しくは本提案を受け入れない延滞営業者もごございます。当社としては、長期間に亘って延滞が発生している中で、営業者自身が回収業務を行うということは延滞を更に長期化させ、債権状態の悪化を招くものと判断しており、ひいては投資家の皆様の元本毀損への影響があると考えております。

以上の状況におきまして、当社は延滞案件の解消を目的として、上記の延滞営業者および maneo 回収委託の債務者に対して提案および回収に向けた交渉を進めてまいりますが、状況が好転しない場合を見据え、法的手続きも視野に入れた対応も並行して検討しております。

具体的な法的手続きとしては、財産開示請求、担保物件の競売申立、公正証書に基づいた預金口座や動産等の差押等執行手続き、民事再生申立、会社更生申立て、破産申立等が考えられます。

2. 具体的な法的手続きによる当社および投資家の皆様への影響について

① 財産開示請求

財務状況の開示として財産目録の提出を裁判所に申し立てる手続きとなります。

(当社)

財産目録が提出されることにより、財務状況を確認することができ、その後の対応方針をより具体的に検討ができると考えております。

しかしながら、本件に対応しない場合の罰則は、30万円以下の過料（民事執行法 206 条 1 項）に留まるため、実効性は比較的低いものと考えております。

(投資家の皆様)

財産目録が提出された場合には、その旨とその後の回収に係る進捗状況を当社ホームページ、または該当する投資家の皆様へメールによりご報告いたします。

② 担保物の競売申立

担保物となっている不動産等の競売を裁判所に申し立てる手続きとなります。

(当社)

競売手続きを進め、裁判所の手続きに則って公正な価格で担保物件を売却し、債務の弁済に充てます。

(投資家の皆様)

担保物件の売却価格によっては投資家の皆様の元本全額を償還できない可能性がございます。

③ 公正証書に基づいた債務者の預金口座や動産等の差押等執行手続き

債務名義に基づき、裁判所に対して預金口座や動産に対する差押等執行を申し立てる手続きとなります。

(当社)

債務者の保有する資産を差し押さえたうえで、裁判所の手続きによって公正な価格で売買取引が実行され、債務の返済原資として公平に弁済に充てることとなります。

(投資家の皆様)

差押等執行手続によって弁済された回収金は投資家の皆様へ公平に分配されます。

④ 民事再生申立

返済条件の緩和等がなされた返済計画につき債権者の同意を得て、再生会社の再建を図る手続きになります。民事再生手続きは、裁判所の主導する手続きですが、現在の経営陣が引き続き役員として再生会社を経営することとなります。ただし、手続き中は裁判所が選任する監督委員から一定の監督を受けることとなります。

民事再生ができないと判断された場合には、破産手続きに移行します。

(当社)

基本的に現在の経営陣が再生会社を運営する手続きとなるため、実効性は比較的低いものと考えております。

(投資家の皆様)

民事再生手続きによって確定した弁済計画に基づき弁済が行われます。負債には、例えば営業者の民事再生でいうと、投資家の皆様の匿名組合出資金の他に営業者自体の借入金なども含まれた再生債権について、弁済計画に従って弁済されるものとなります。同計画における弁済率の割合に応じて、投資家の皆様の元本は毀損することとなります。

⑤ 会社更生申立

会社更生法の定めるところにより更生計画を定め、同計画を遂行することにより、更生会社の再建を図る手続きになります。

裁判所が選任する更生管財人が更生会社に代わり全権を持ち、更生計画を作成します。会社更生ができないと判断された場合には、破産手続きに移行します。

(当社)

中立の立場にある更生管財人の下で資金の流れや不正の有無など全てを詳らかにしていただくことで、投資家の皆様への正確な情報開示、回収業務の適正な遂行が可能になると考えております。

(投資家の皆様)

会社更生手続きによって確定した更生計画に基づき、弁済率が決定されることとなります。負債には、例えば営業者の会社更生でいうと、投資家の皆様の匿名組合出資金の他に更生会社の借入金なども一般債権として含まれ、平等に弁済されるものとなります。更生計画における弁済率の割合に応じて、投資家の皆様の元本は毀損することとなります。

⑥ 債権者破産申立

破産状態(具体的には債務超過、支払不能)にある破産者を清算する手続きになります。破産手続開始決定となった場合には、裁判所が選任する破産管財人が破産者に代わり全権を持ち、債権債務を精査します。その中で破産会社において不適切な弁済などが行われていた場合には否認権を行使するなど、一般債権者に平等に破産配当を分配することで公平性を保つ手続きとなります。

(当社)

中立の立場である破産管財人の下で資金の流れなど全てを詳らかにしていただくことで、投資家の皆様への正確な情報開示、回収業務の適正な遂行が可能になると考えております。

(投資家の皆様)

破産手続きによって確定した資産、負債を基に破産配当が決定されることとなります。負債には、例えば営業者の破産でいうと、投資家の皆様の匿名組合出資金の他に破産者の借入金なども一般債権として含まれ、平等に資産が分配されることとなります。破産配当の割合に応じて、投資家の皆様の元本は毀損することとなります。

3. 今後のご報告について

今後、延滞案件の解消に関しまして進捗がございましたら、適宜ホームページまたは、該当する投資家の皆様へのメールにより状況をご報告いたします。

■本リリースに関するお問い合わせ

Mail : info@maneo-market.jp

FAX : 020-4664-4308